

保存版

PTA 安全互助会の手引



長崎県 P T A 連合会
PTA 安全互助会

長崎県 P T A 連合会ホームページ
<https://nagasaki-pta.jp/>



もくじ

長崎県PTA連合会PTA安全互助会の概要

1 長崎県PTA連合会PTA安全互助会(県PT連安全互助会)制度	1
2 受給者	2
3 加入について	2
4 給付についての留意事項	2
5 傷害給付金について	3
6 賠償給付金について	4
7 財物損害見舞金について	5
長崎県PTA連合会PTA安全互助会規約	6
給付金支払規程	10
財物損害見舞金給付規程	14
PTA活動ボランティア規程	15
諸様式	
様式1 PTA活動ボランティア名簿	16
様式2 災害報告書(傷害用)	18
記入例 様式2 災害報告書(傷害用)	19
様式3 災害報告書(賠償用)	20
記入例 様式3 災害報告書(賠償用)	21
様式4 財物損害見舞金請求書	22
記入例 様式4 財物損害見舞金請求書	23
約款	25

個人情報の取扱について

県PT連安全互助会は、災害報告書に記載された個人情報を引受保険会社に提供します。
引受保険会社は、個人情報を保険金・給付金などのお支払いのために利用します。
詳しくは引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

長崎県PTA連合会PTA安全互助会の概要

1 長崎県PTA連合会PTA安全互助会（県PT連安全互助会）制度

県PT連安全互助会は、会員の皆様が安心してPTAの活動をするため、会員の方の災害補償と各郡市町PTA連合会の研修の充実を図ることを目的とした制度です。

		内 容
会員資格 (加入者)		PTAの会員
会 費		1会員・・・260円（単位PTA毎に全員加入）
受給者		PTA会員、園児児童生徒、PTA会員の同居の親族、PTAの活動への参加が事前にPTAより認められている者（PTA活動ボランティア）
給付金 （※委託補償）	傷害 (会員のケガ・熱中症等) (主催・共催行事中・そのための通常の往復途上)	<ul style="list-style-type: none"> ●死 亡・・・674万円 ●後遺障害・・・程度に応じて26.96万円～674万円 ●入 院・・・日額4,500円 (事故の日からその日を含めて180日以内) ●手 術・・・入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) ●通 院・・・日額3,000円 (事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分限度) <p>※ 同日の入院保険金と通院保険金の重複支払不可</p>
	賠償責任補償 (限度額) (第三者への賠償) (主催活動中)	<ul style="list-style-type: none"> ●対 人・・・1名5,000万円／1事故1億円 (免責1,000円) ●対 物・・・1事故500万円 (免責1,000円) ●借用物・・・1事故 10万円 (免責5,000円) ●食中毒・・・1名5,000万円／保険期間中1億円 (免責1,000円)
対象となる行事・活動	単位・郡市町・県PTAの役員会、各種研修会、スポーツ大会、親子行事等のPTAの活動、PTA主催・共催事業等	
引受会社	<p>【引受幹事保険会社】 AIG損害保険株式会社 【共同引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 【取扱代理店】 株式会社 エーアイ</p>	
財物損害見舞金 (自主運営)	上記給付金で支払われない場合で救済が真にやむをえないときに限り適用	

※ 上記委託補償の保険契約は、長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）を保険契約者とし、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）が有します。

※ 安全互助会は、全会員の加入を原則としています。委託補償の保険料については、保護者会員の会費分を保険会社へ支払います。なお、教職員会員の保険料相当額分は、PTA研修充実のため県内郡市町PTA研修補助金等に充当します。

2 受給者

- ① P T A会員
- ② その園・学校に在籍している園児・児童・生徒
- ③ P T A会員の同居の親族
- ④ ボランティア
 - ・ P T A会員と同居していない親族※1
 - ・ P T A活動のために、会長が参加協力を依頼した者（個人）

3 加入について

① 単位 P T Aごとの全員加入をお願いします。希望者のみの加入ではありません。

会費は、260円×会員数（保護者会員数・教職員会員数を含む）です。

② 会費の納入について

（ア） 市P連所属の単位 P T A

各市P連事務局に取りまとめをお願いしています。締切日、集金の方法など各市P連事務局の連絡にしたがって納入してください。

（イ） 町P連所属の単位 P T A

単位 P T Aごとに直接県P連事務局へ納入をお願いしています。締切日、集金の方法など県P連の連絡にしたがって納入してください。

③ 4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの間に発生した災害は給付金の支払対象となります。

④ 転入者については、その単位 P T Aの加入手続きが完了すれば、会員の資格を有することになります。（会費を納める必要はありません）

なお、県外への転出者については、転出日より資格を失うものとします。

⑤ 会員名簿の提出は不要です。

⑥ ボランティア名簿については、P T A安全互助会の手引き様式1に必要事項を記入し、P T Aの活動が行われる前に県P連事務局へ送付してください。

名簿送付前の事故等については、補償できない場合がありますのでご注意ください。

（P.16 様式1をコピーまたは、県P連ホームページの中にも掲載していますので、ダウンロードしてご記入ください。）

4 給付についての留意事項

① 活動は事前に活動計画を会長へ提出し、承認を受けるようにしてください。また、準備運動や安全点検等の事故防止に留意してください。

② 諸様式については手引書のP.18.20をコピーしてご使用ください。また県P連ホームページの中にも掲載しています。ダウンロードしてご記入ください。

③ 傷害給付金についてはP.3、賠償給付金についてはP.4、財物損害見舞金についてはP.5を参照してください。

※1 P.25の用語の定義をご覧ください。

（注1） P T Aの活動とは、P T Aの管理下で行われるP T A行事・P T A活動です。

P T A行事とP T A活動については、P.29のP T A団体傷害保険特約とP.31のP T A特別約款のそれぞれ〈用語の定義〉に基づきます。

（注2） 主催とは、単位 P T A・郡市町P連・県P連が行う事業について、主導的立場に立って企画から終了まで責任を持って実施することをいいます。

（注3） 共催とは、単位 P T A・郡市町P連・県P連と他の者が行う事業について、平等の立場に立って企画から終了までを実施することをいいます。

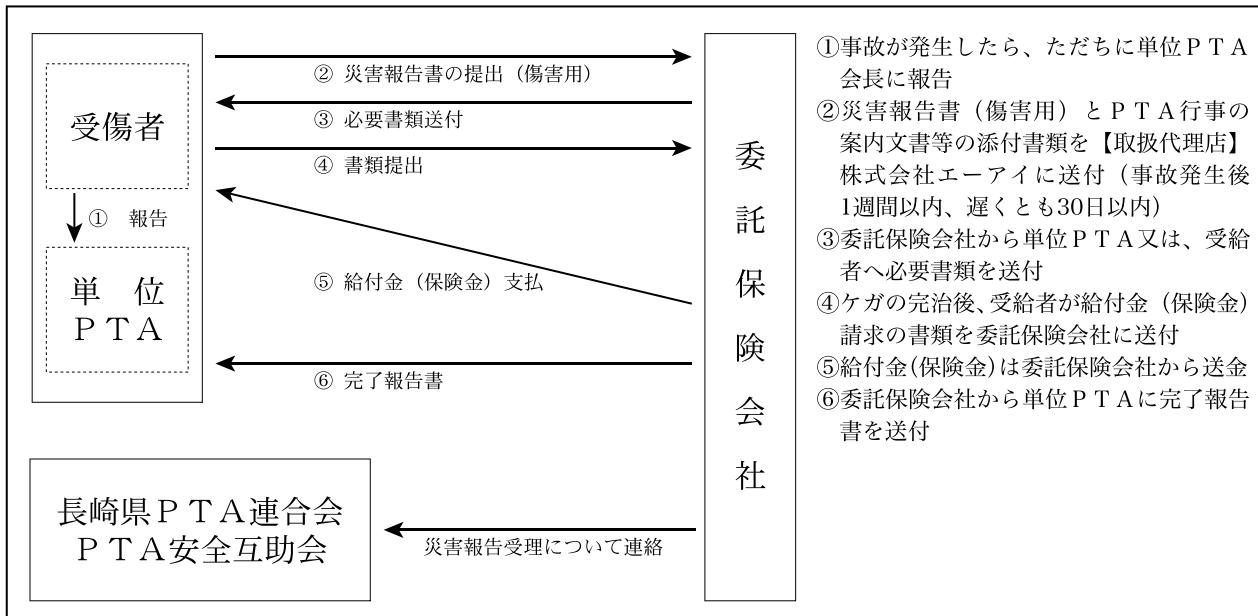
傷害給付金について

対象となる事故等	種類	金額
● PTA行事中のケガ 往復途上中のケガ 打撲・骨折・捻挫・アキレス腱断裂・熱中症 (日射病、熱射病)など その他医師の診断、治療を必要とするもの 注) ただし、病気、靴ずれ、野球肩スポーツ肘等は対象外	死 亡	674万円
	後遺障害	程度に応じて26.96万円～674万円
	入 院	日額4,500円(180日限度)
	手 術	入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) 注) 軽微な手術は対象外
	通 院	日額3,000円(90日分限度)

日本国内において PTA 行事参加中に、受給者が偶然な事故によってケガをした場合等に支払います。
※園児児童生徒については、日本スポーツ振興センター法に基づく補償制度の給付対象となる場合は、支払対象となりません。

※文部科学省及び厚生労働省から通知された「放課後子どもも総合プラン」に基づく「放課後子ども教室」は、県 P 連安全互助会の支払対象となりません。

[給付までの流れ]



[災害報告書と添付資料]

- 1 災害報告書
 - ・P.18 様式2をコピーし、記入してください。
- 2 会長承認済みのPTA行事であることを証明する文書
(会長名の入った案内文または会長名の入った要項など)
 - ・PTAが主催・共催であることを文書内に明記してください。
 - ・使用される会長印はすべて公印（角印）です。
 - ・書類提出前に会長の確認をお願いします。
- 3 練習中のケガは上記2に加えて、練習日程表も提出してください。

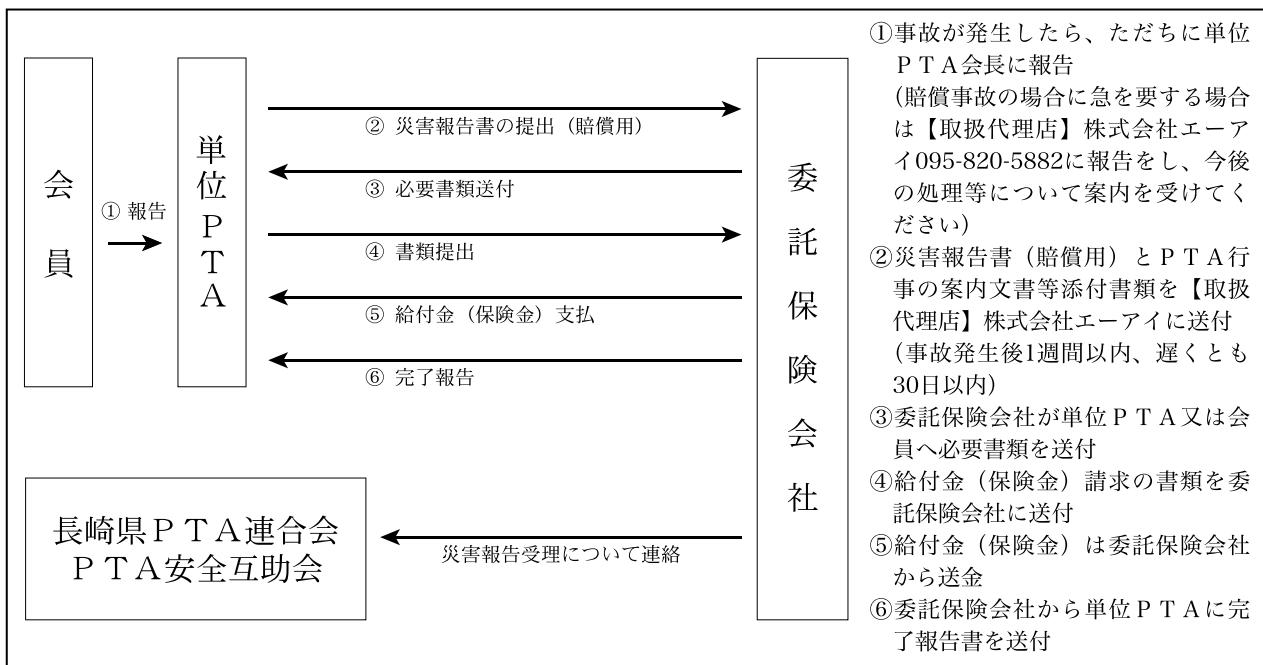
賠償給付金について

対象となる事故等	種類	金額(支払限度額)
<ul style="list-style-type: none"> ● PTA活動のみ対象 ● PTA活動中の対人・対物の賠償事故 ● PTA活動中第三者から借りていた物品の破損等 ● PTAが提供した飲食物による食中毒 	対人賠償	1名 5,000万円／1事故 1億円 (免責 1,000円)
	対物賠償	1事故 500万円 (免責 1,000円)
	借用物賠償	1事故 10万円 (免責 5,000円)
	食中毒	1名 5,000万円／保険期間中 1億円 (免責 1,000円)
● PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談や委任費用	弁護士費用	1事故 100万円／ 保険期間中 1億円

PTA活動中に他人（第三者）の人身、または財物に損害を与えた場合、第三者から借用した財物等を損壊・紛失し、または盗難により、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に支払います。

※文部科学省及び厚生労働省から通知された「放課後子ども総合プラン」に基づく「放課後子ども教室」は、県PTA連安全互助会の支払対象となりません。

[給付までの流れ]



[災害報告書と添付資料]

- 1 災害報告書
 - ・P.20 様式3をコピーし、記入してください。
- 2 会長承認済みのPTA活動であることを証明する文書
 - (会長名の入った案内文または会長名の入った要項など)
 - ・PTAが主催であることを文書内に明記しておいてください。

- ・使用される会長印はすべて公印（角印）です。

- ・書類提出前に会長の確認をお願いします。

3 練習中の事故は上記2に加えて、練習日程表も提出してください。

〔注意事項〕

賠償事故の場合は、あらかじめ保険会社に相談することなく示談や賠償金の支払いをしないよう
に注意してください。

財物損害見舞金について

対象となる事故等	金額
賠償給付金で支払われない場合で、救済が真にやむをえない ときに安全互助会の運営委員会で判断をして、支払います。	財物最高額 5万円 眼鏡最高額 3万円 (遮光のみのサングラスは除く)

財物損害見舞金の請求

①県P連安全互助会に請求をしてください。詳しくは、財物損害見舞金給付規程をお読みください。

長崎県 P T A 連合会 P T A 安全互助会規約

(名 称)

第1条 本会は長崎県 P T A 連合会 P T A 安全互助会（以下県 P 連安全互助会という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は P T A の活動の円滑な運営を図るため、 P T A の活動に会員が参加し、人身を傷害、或は第三者の人身又は財物に損害を与えた場合に、給付金を保険会社に委託、財物損害見舞金は自主運営とし、給付措置をとることを目的とする。

2 本会は、各郡市町 P T A 連合会の研修の充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 P T A の活動とは P T A 行事又は P T A 活動を指し、 P T A が主催、又は共催する活動で、あらかじめ計画し実施される活動をいう。

2 傷害給付金については、 P T A の活動は P T A 行事を指し、日本国内において P T A が企画・立案し主催又は共催する行事で P T A 総会、運営委員会など、 P T A 会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいう。

（注）名称は問わない。

3 賠償給付金については、 P T A の活動は P T A 活動を指し、日本国内において P T A の目的にそって P T A が企画・立案し主催する学習活動および実践活動で P T A 総会、運営委員会など P T A 会則（注）に基づく正規の手続を経て決定された諸活動をいう。

（注）名称は問わない。

(会 員)

第4条 県 P 連安全互助会は、県 P 連に加入する単位 P T A の会員をもって構成する。

(事 務 局)

第5条 県 P 連安全互助会の事務局は、会長の指定する場所（長崎市竹の久保町 12 番 9 号）に置く。

(業 務)

第6条 県 P 連安全互助会は、次の業務を行う。

（1）会員が P T A の活動に参加し、人身を傷害し又は第三者に損害を与えた場合における給付金等の支払いに関すること。なお、支払いに関しては本会が指定する保険会社に委託する。

（2）財物損害見舞金の支払いに関する事業。

（3）県 P T A 連合会に加入する郡市町単位の P T A 連合会研修会等への助成金給付事業。

(役 員)

第7条 県 P 連安全互助会に、次の役員を置く。

（1）会 長 1 名

（2）副 会 長 6 名

（3）理 事 17 名

- (4) 運営委員 7名
- (5) 監査員 4名

2 会長は県P連会長を、副会長は県P連副会長を、理事は県P連理事を、監査員は県P連監査員を充てる。
3 運営委員は、正副会長を充てる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

- 2 役員は、新役員が決定するまでその職を行う。
- 3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は県P連安全互助会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき会長の職務を代理する。
- 3 理事は、業務の重要事項を審議する。
- 4 運営委員は、業務の運営にあたる。
- 5 監査員は、会務を監査する。また、会長の求めにより運営委員会並びに役員会に出席し、会務および会計に関する説明をすることができる。
- 6 会長は必要に応じ、諮問機関を設けることができる。諮問機関の詳細は会長が決め、招集する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が召集する。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、理事の過半数の出席をもって成立し、出席理事の過半数をもって議決する。

(運営委員会)

第11条 運営委員長は、会長が兼ねる。

- 2 運営委員会は、会長が召集する。
- 3 運営委員会の決議には、前条第2項を準用する。

(事務局)

第12条 県P連安全互助会に事務局職員を置く。

- 2 職員は、役員会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 3 職員は、会長の命を受け、県P連安全互助会の業務に関する計画・連絡・記録をし、その他必要な事務を処理する。

(会費及び給付期間)

第13条 会費は、1会員年間260円とする。

- ただし、保険料、郡市町研修補助金等及び事務局維持費に充てる。
- 2 加入しようとする単位PTAは、所定の手続きにより、会費額260円に会員数を乗じた金額を県P連安全互助会事務局に会計年度の始まる4月1日から6月30日までに納入しなければならない。

- 3 前項の期限終了後、加入を希望する単位PTAは、その会計年度の3月31日までに加入手続きをし、前項の会費を納付することができる。
- 4 給付金・見舞金の支払いの対象となる災害は、4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの間に発生したものとする。
- 5 納入した会費は、返還しないものとする。

(給付金)

第14条 受給者の人身の傷害に関する給付金及び、第三者に対する損害賠償金については、委託保険会社と締結した傷害保険普通保険約款および特約と賠償責任保険普通保険約款および特約を適用する。ただし、園児児童生徒については、日本スポーツ振興センター法に定めるところによる給付対象となる傷害、教職員については、公務災害と認定された傷害については支払いの対象とならない。

(財物損害見舞金)

第15条 前条にて支払いの対象とならない事案であっても、その活動が本会の目的に適合し特段の事由があるときは、運営委員会の審査判断により県P連安全互助会から5万円の範囲内で、支払うことができる。ただし、前条のただし書きを準用する。

(給付)

第16条 給付金の請求があった場合は、委託保険会社との間で締結した損害保険契約に基づき支払うものとする。

(都市町研修補助金)

第17条 各都市町の研修充実を目的として、会員数、小規模PTA等を考慮して給付する。
2 郡市町研修補助金は、郡市町の研修会及び日P・九P・県P等の研修会参加の補助に充てる。

(運営資金)

第18条 県P連安全互助会の業務の運営に要する資金は、次の各号に掲げるものをもって充てるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第19条 県P連PTA安全互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会長は役員会並びに加入単位PTAへ会計報告を行うものとする。

(剩余金の処分)

第20条 剩余金の処分については、役員会で定める。

(規定)

第21条 役員会は、規約を実施するために必要な規定を定めることができる。

(規約改正事項の処理)

第22条 この規約の改正又は必要事項は、役員会で定める。

付則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 平成21年4月 1日 一部改正
- 3 平成29年6月 3日 一部改正
- 4 令和元年6月 1日 一部改正
- 5 令和2年2月15日 一部改正
- 6 令和4年2月19日 一部改正
- 7 令和4年6月 4日 一部改正

[参考資料]

〈傷害保険〉 手引きP29より

<用語の定義>

- (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 学校・保育所	次の①～③のいずれかをいいます。 ① 学校教育法に規定する大学を除く学校 ② 児童福祉法に規定する保育所（注） ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 (注)家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。
た ひ 単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。 父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
PTA会員	保険証券記載のPTA会員をいいます。
PTA管理下	PTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織もしくは構成員となっている組織の指揮、監督および指導下をいいます。
PTA行事	日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 (注)名称の如何を問いません。

〈賠償責任保険〉 手引きP31より

<用語の定義>

- (1) この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 学校・保育所	次の①～③のいずれかをいいます。 ① 学校教育法に規定する大学を除く学校 ② 児童福祉法に規定する保育所（注） ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 (注)家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。
し 障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
そ 損壊	滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
ふ 普通約款	この特別約款が付帯された賠償責任保険（個人用）普通保険約款をいいます。
ほ 保管物	保険証券に記載されたPTAが第三者から借用し、使用または管理するスポーツ用具等の財物をいいます。
P PTA	父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
PTA活動	日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会等PTA会則（注）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。 (注)いかなる名称であるかを問いません。
PTA管理下	PTAの指導、監督および指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。
PTA役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずるものをいいます。

給付金支払規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、県P連安全互助会が委託する保険会社の約款に基づき、会員が日本国内におけるPTAの活動に参加することにより、人身を傷害したことについての給付金、又は第三者に与えた損害のてん補金を支払うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受 給 者)

第2条 PTA会員、園児児童生徒、PTA会員の同居の親族、PTAの活動への参加が事前にPTAより認められている者（ボランティア）で、PTAの活動に参加し人身を傷害又は第三者から損害賠償の請求を受けている者とする。ただし、死亡の場合は法定相続人とする。

(給付の対象)

第3条 傷害給付金及び賠償補償の給付対象となる活動については以下の通りとする。

1 傷害給付金（PTA団体傷害保険）

- ・受給者がPTAの活動に参加中の傷害事故。（ただし、園児児童生徒については日本スポーツ振興センターから支給される傷害の場合は重複して支払わない）
- ・受給者がPTAの活動に参加中の熱中症（日射病・熱射病）。
- ・受給者がPTAの活動に参加中に、食品等の摂取により細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発症した場合。
- ・受給者がPTAの活動に参加するために自宅と行事会場との通常の往復途上において被った傷害事故。

2 賠償補償（PTA賠償責任保険）

- ・PTA活動の遂行に起因して、第三者の身体・財物に損害を与えた場合に、PTAが管理者として賠償責任を負った場合。
- ・PTA活動中にPTAが第三者から借用した用品等を使用・管理中に壊したり盗まれたことによりPTAが所有者に対し管理者として賠償責任を負った場合。
- ・PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人が食中毒等を被り賠償責任を負った場合。
- ・PTAおよびPTA役員がトラブルに巻き込まれ、弁護士へ相談や委任をする場合。

(適用除外)

第4条 次の各項については給付金を支払わない。

1 傷害給付金について

- (1) 受給者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- (2) 受給者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう）を持たないで、または酒気帯びもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または軽車両を運転している間に生じた事故。
- (3) 受給者の脳疾患、疾病または心神喪失による事故。（ただし、熱中症を除く）
- (4) 受給者の妊娠、出産、早産、流産それに伴う外科的手術その他の医療処置。（ただし、委託保険会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではない）
- (5) 前1号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (6) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。

(8) その他、委託保険会社の傷害保険約款による支払い対象とならないもの。

2 賠償補償について

- (1) 本会、会員の故意による損害。
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による損害。
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災による損害。
- (4) 会員と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任。
- (5) 施設の改築、修理、取壊し等の工事に起因する賠償責任。
- (6) 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任。
- (7) 会員の占有を離れた物に起因する賠償責任。
- (8) 借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損に対する賠償責任。
- (9) 借用した保管物を返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する賠償責任。
- (10) P T A活動の終了後に行われたP T A活動以外の活動によって生じた賠償責任。
- (11) P T A活動に参加するための往復途上の第三者に対する賠償責任。
- (12) その他、委託保険会社の賠償責任保険約款に基づく支払い対象とならないもの。

(給付基準)

第5条 死亡した者、終身的な肉体的障害（後遺症）がある者、負傷した者への給付金、および賠償補償については、次の各項に掲げる金額を支払う。

1 傷害給付金（P T Aの活動参加中及びその活動に参加するための往復途上）

(1) 死亡給付金（死亡保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、674万円を支払う。（事故により直ちに死亡した場合を含む）

(2) 後遺障害給付金（後遺障害保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合は、障害の程度により、別表3（P.27）に基づき上記死亡給付金の4%～100%を支払う。

前項の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、事故の日からその日を含めて181日目以降に医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害給付金を支払う。

(3) 入院給付金（入院保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含め180日以内に医師の治療を受け入院した場合は、入院1日につき4,500円を事故の日から180日を限度として支払う。

(4) 手術給付金（手術保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含め180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けた場合は、手術時の入院の有無に応じて、入院中は45,000円を、入院中以外は22,500円を支払う。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の額を支払う。

※手術とは、健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および

先進医療に該当手術をいう。ただし創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は除く。

(5) 通院給付金（通院保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含め180日以内に医師の治療を受け通院した場合（往診を含む）は、通院1日につき3,000円を事故の日から180日以内において90日分を限度として支払う。通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなす。（柔道整復師による施術は医師の治療に準じて取扱う）

2 賠償補償付金（PTA活動中）

(1) 対人賠償・対物賠償

PTA活動の遂行に起因し他人（第三者）の人身、または財物に損害を加えたことにより、PTAが管理者として法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

(2) 借用物賠償

PTAが第三者から借用した財物を使用・管理中に損壊したり盗まれたりしたことにより、PTAが所有者に対し管理者として法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

(3) 食中毒補償

PTA活動中に提供された飲食物に起因して他人が食中毒等を被り、PTAが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

(4) 弁護士費用（法律相談・クレーム対応費用補償）

PTAおよびPTA役員が、PTA活動中の事故やPTA活動を原因とするクレーム行為を受け、法律相談や弁護士委任を行う場合にかかる費用を補償する。

支払限度額は、以下の通りとする。

賠償責任	・対人賠償：1名5,000万円／1事故1億円（免責1,000円）
	・対物賠償：1事故500万円（免責1,000円）
	・借用物賠償：1事故10万円／期間中500万円（免責5,000円）
	・食中毒賠償：1名5,000万円／保険期間中1億円（免責1,000円）
	・弁護士費用：1事故100万円／保険期間中1億円

＜対象となる例＞

- ①球技大会中、打球が第三者の自動車等を破損した場合。
- ②ソフトボールの試合中、ボールが観客（第三者）の眼鏡に当たり破損した場合。
- ③PTA総会で使用するために借用した設備を落として破損した場合。
- ④PTAのバザーで弁当を提供し、食中毒を発生させた場合。

※ 賠償補償については、PTA管理者賠償責任保険約款によるものとする。

- (注) 個人が負う損害賠償は補償の対象者とはならない。
(注) PTAが共催・協賛・後援する行事は補償の対象とはならない。
(注) 競技中に参加者本人の眼鏡が破損した場合は、財物損害見舞金を請求することができる。

（報 告）

第6条 単位PTA会長は、事故が発生した時は、発生の日から30日以内に、その事故の概要を記載

した災害報告書（様式2または3）を保険会社代理店に提出しなければならない。

（給付金の支払請求）

第7条 納付金の請求は、委託保険会社から送付された書類に必要事項を記入の上、委託保険会社に書類を送付する。

（給付の支払）

第9条 納付金は委託保険会社が直接受給者等に支払う。

（除斥期間）

第10条 会員等は、事故日から2年以内に納付金を請求しないときは、その請求権を失う。

（規程改正事項の処理）

第11条 この規程の改正又は必要事項は、役員会で定める。

付則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成20年4月 1日 一部改正
- 3 平成21年4月 1日 一部改正
- 4 平成25年4月 1日 一部改正
- 5 平成26年4月 1日 一部改正
- 6 平成29年6月 3日 一部改正
- 7 令和 元年6月 1日 一部改正
- 8 令和 2年6月 6日 一部改正
- 9 令和 4年2月19日 一部改正
- 10 令和 4年6月 4日 一部改正

財物損害見舞金給付規程

(給付基準)

第1条 財物損害見舞金は、県P連安全互助会が、委託保険会社の賠償給付金で支払われない場合で、救済が真にやむをえない場合に限り適用する。

- (1) 財物損害見舞金は、その最高限度額を5万円とする。
- (2) PTAの活動中に着用していた眼鏡（遮光のみのサングラスは除く）を破損した場合は、最高限度額を3万円とする。

(請求)

第2条 財物損害見舞金の請求は、単位PTA会長が、県P連PTA安全互助会会長に次に定める書類を提出して行う。

- (1) 財物損害見舞金請求書（様式4）
- (2) 事業計画書
- (3) 写真
- (4) 見積書又は請求書
- (5) 領収書

(支 払)

第3条 財物損害見舞金はPTA会長（学校）宛に、直接県P連安全互助会から支払う。

なお、同封の領収証に会長名・会長印（公印）と受取人の署名・押印の上、県P連安全互助会に返送すること。

(運用)

第4条 財物損害見舞金は、県P連安全互助会財物損害見舞金会計から支出する。

（規程改正の処理）

第5条 この規程の改正又は必要事項は、役員会で定める。

付則

- 1 この規程は、令和4年2月19日から効力を生ずる。
- 2 令和 4年 6月 4日一部改正
- 3 令和 5年 6月 3日一部改正

PTA活動ボランティア規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、県PTA連安全互助会が委託する保険会社の約款に基づき、会員と同居していない親族等が日本国内におけるPTAの活動に参加することにより、人身を傷害したことについての見舞金、又は第三者に与えた損害のてん補金を支払うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受 給 者)

第2条 受給者は下記の(1)(2)の者とする。ただしPTA活動への参加が事前にPTAより認められている者で、PTAの活動に参加し人身を傷害又は第三者から損害賠償の請求を受けている者とする。

なお、死亡の場合は法定相続人とする。(表1並びにイメージ図参照)

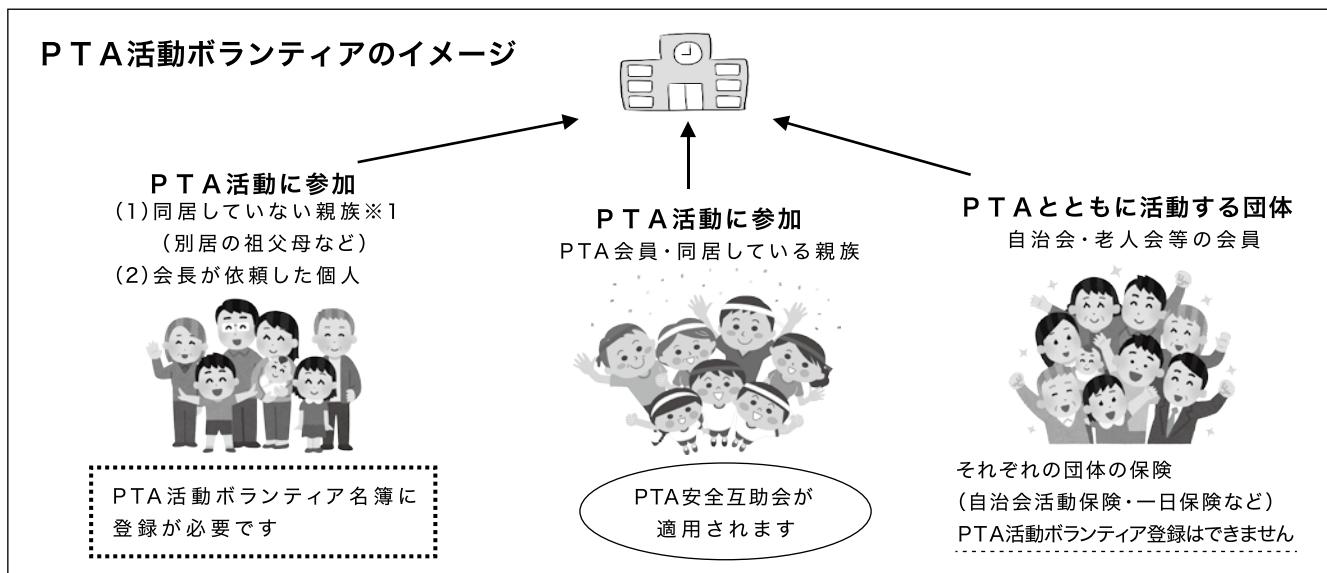
(1) PTA会員と同居していない親族 ※1

(2) PTA活動のために、会長が参加協力を依頼した者(個人)

(給付の対象) (適用除外) (給付基準) (報告) (給付金の支払請求) (除斥期間) (規程改正事項の処理)については、安全互助会給付規程を適用するものとする。

【表1】

PTA会員・同居している親族	PTA安全互助会が適用されます
(1)同居していない親族 (別居の祖父母など)	「PTA活動ボランティア名簿」(様式1)で 事前登録することで、PTA安全互助会が適用されます
PTAとともに活動する団体 (自治会・老人会等の会員)	それぞれの団体の保険を適用する。 (自治会活動保険・一日保険など) <u>PTA活動ボランティア登録はできません</u>



※1 P.25の用語の定義をご覧ください

付則

- この規程は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

PTA活動名・PTA行事名		PTA名
		会長名
年 月 日 予定		報告者氏名
		PTA役職名 ()

PTA活動ボランティア名簿

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1		13		25	
2		14		26	
3		15		27	
4		16		28	
5		17		29	
6		18		30	
7		19		31	
8		20		32	
9		21		33	
10		22		34	
11		23		35	
12		24		36	

長崎県PTA連合会事務局 FAX 095-861-8945

P T A活動ボランティア名簿の登録について

① P T A活動ボランティア名簿は行事ごとに提出してください。

※行事開始日1週間前までに届くように県P連事務局へ郵送してください。また、追加登録がある場合は行事開始時間前までに、FAXで県P連事務局へ送信すると事前登録と認められます。
(原本は必ず県P連事務局へ郵送してください)

②事業計画書

P T A行事であることを証明する文書（会長名入りの案内文書）

※事故が発生した場合に提出していただきますので、文書の保存をお願いします。

災害報告書（傷害用）

PTAの名称	(TEL : - -)			受付番号	※
園・学校の住所	〒				
園児児童生徒	年 組 氏名 :				
報告担当者	() (TEL : - -)				

●受傷者について

氏名	(カナ :)				
生年月日	S H R 年 月 日生				(性別 : 男 女)
住所	〒				
TEL	自宅	- -	携帯等、 昼間の連絡先	-	-
区分	保護者会員 · 教職員会員 · 園児児童生徒 · 会員の同居の親族 · ボランティア				

●事故について

行事名						
日時	令和 年 月 日() 午前 · 午後				時 分頃	
場所						
状況						
傷病名			ケガの部位			
治療見込	入院	日／通院	日／手術	有 · 無	初診日	月 日
医療機関名	(TEL : - -)					

PTA 証明	上記のこととは事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 PTA会長名				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: auto; margin-right: 0;">公印</div>				

注 1 ※印の欄は記入しないでください。

2 災害発生後30日以内に、PTA行事であることを証明する文書（会長名入りの案内文等）を添付し、保険会社取扱代理店株エーアイへ送付してください。

3 保険会社から送られる書類の送付先をご記入ください。

1. PTA(園・学校) 2. 受傷者 3. その他(下記へ住所・氏名を記入願います)

〒

4 記入を受傷者以外が行う場合は、受傷者の住所・電話番号等の個人情報を記入することに同意を得てください。

※	※
---	---

災害報告書（傷害用）

受付番号	※
------	---

PTAの名称	長崎小学校PTA (TEL: 095-000-0000)
園・学校の住所	〒 000-0000 長崎市○○町○番○○号
園児児童生徒	3年 1組 氏名: 長崎 次郎
報告担当者	佐世保 良子 (PTA役員) (TEL: 095-000-0000)

●受傷者について

氏名	長崎 花子 (カナ: ナガサキ ハナコ)		
生年月日	(S)H R 45年 1月 1日生 (性別: 男 (女))		
住所	〒 000-0000 長崎市○○町○番○○号		
TEL	自宅	095-(123)-4567	携帯等、 昼間の連絡先 000-0000-0000
区分	(保護者会員) · 教職員会員 · 園児児童生徒 · 会員の同居の親族 · ボランティア		

●事故について

行事名	PTA主催球技大会 バレーボール大会		
日時	令和〇年 7月 1日(○) 午前 · 午後 11時 00分頃		
場所	長崎小学校体育館		
状況	バレーボールの試合中相手のスパイクをブロックに跳んで着地した時、相手の足の上にのり捻挫した。		
傷病名	右足首捻挫	ケガの部位	足首
治療見込	入院 0 日／通院 10 日／手術 有 · 無	初診日	7月 1日
医療機関名	○○整形外科 (TEL: 000-000-0000)		

PTA証明	上記のこととは事実と相違ないことを証明します。 令和〇年 7月 15日 PTA会長名 諸 早 太 郎		
	公印		

- 注 1 ※印の欄は記入しないでください。
 2 災害発生後30日以内に、PTA行事であることを証明する文書（会長名入りの案内文等）を添付し、保険会社取扱代理店株エーアイへ送付してください。
 3 保険会社から送られる書類の送付先をご記入ください。
 ① PTA(園・学校名) ② 受傷者 ③ その他(下記へ住所・氏名を記入願います)

〒

- 4 記入を受傷者以外が行う場合は、受傷者の住所・電話番号等の個人情報を記入することに同意を得てください。

※	※
---	---

様式 3

災害報告書（賠償用）

PTAの名称	(TEL: - - -)			受付番号	※
園・学校の住所	〒				
報告担当者	() (TEL: - - -)				

●事故について

行事名							
日時	令和	年	月	日()	午前・午後	時	分頃
場所							
状況							
問合せ先氏名	(TEL: - - -)						

●相手方（被害者）について

氏名	(カナ:)					
住所	〒					
TEL	自宅	-	-	携帯等、 昼間の連絡先	-	-
損害品	(修理見積額					円)
修理業者	(TEL: - - -)					
確認事項等	事故写真（有・無） 損害品の購入・時期()・店舗名()・金額(円)					
傷病名				ケガの部位		
医療機関名	(TEL: - - -)					

PTA証明	上記のこととは事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 PTA会長名					公印
-------	---	--	--	--	--	----

- 注 1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 災害発生後30日以内に、PTA行事であることを証明する文書（会長名入りの案内文等）を添付し、保険会社取扱代理店㈱エーアイへ送付してください。
- 3 被害者の住所・電話番号等の個人情報を記入することに同意を得てください。

※	※
---	---

災害報告書（賠償用）

受付番号	※
PTAの名称	長崎小学校PTA (TEL: 095-000-0000)
園・学校の住所	〒 000-0000 長崎市○○町○番○○号
報告担当者	佐世保 良子 (PTA役員) (TEL: 095-000-0000)

●事故について

行事名	PTA主催 学校美化作業		
日時	令和〇年 7月 1日(○)	午前	午後 11時 00分頃
場所	長崎小学校グランド		
状況	除草作業中に草払い機がはねた石が、車のフロントガラスに当たり割ってしまった。		
問合せ先氏名	佐世保 良子 (TEL: 095-000-0000)		

●相手方（被害者）について

氏名	大村 一郎 (カナ: オオムラ イチロー)		
住所	〒 000-0000 長崎市○○町○番○○号		
T E L	自宅	000-000-0000	携帯等、 昼間の連絡先 000-0000-0000
損害品	車フロントガラス (修理見積額 150,000円)		
修理業者	○○自動車整備 (TEL: 095-000-0000)		
確認事項等	事故写真 (有)・無 別葉 2枚 損害品の購入・時期 ()・店舗名 ()・金額 (円)		
傷病名		ケガの部位	
医療機関名	(TEL: - - -)		

PTA証明	上記のこととは事実と相違ないことを証明します。 令和〇年 7月 2日 PTA会長名 諫早太郎 公印		
-------	---	--	--

- 注 1 ※印の欄は記入しないでください。
 2 災害発生後30日以内に、PTA行事であることを証明する文書（会長名入りの案内文等）を添付し、保険会社取扱代理店㈱エーアイへ送付してください。
 3 被害者の住所・電話番号等の個人情報を記入することに同意を得てください。

※	※
---	---

様式 4

財物損害見舞金請求書

PTAの名称	(TEL : — —)	受付番号	※
園・学校の住所	〒		
報告担当者	() (TEL : — —)		

●被害者について

氏名	(カナ :)		
生年月日	S H R 年 月 日生	(性別 : 男 女)	
住所	〒		
TEL	自宅	— —	携帯等、 昼間の連絡先
区分	保護者会員	・ 教職員会員	・ 園児児童生徒
	・ 会員の同居の親族	・ ボランティア	

●事故について

行事名	
日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	
状況	
損害品	
修理または 新規購入金額	

PTA証明	上記のこととは事実と相違ないことを証明し請求します。 令和 年 月 日 PTA会長名	公印
-------	--	----

- 注 1 ※印の欄は記入しないでください。
2 損害発生後30日以内に、PTA行事であることを証明する文書（会長名入りの案内文等）と写真、見積書・請求書、領収書を添付してください。
3 県P連安全互助会事務局へ送付してください。
4 被害者の住所・電話番号等の個人情報を記入することに同意を得てください。

財物損害見舞金請求書

受付番号	※
PTAの名称	長崎小学校PTA (TEL: 095-000-0000)
園・学校の住所	〒 000-0000 長崎市○○町○番○○号
報告担当者	佐世保 良子 (PTA役員) (TEL: 095-000-0000)

●被害者について

氏名	長崎 花子 (カナ: ナガサキ ハナコ)		
生年月日	(S)H R 45年 1月 1日生 (性別: 男 (女))		
住所	〒 000-0000 長崎市○○町○番○○号		
TEL	自宅	000-(000)-0000	携帯等、 昼間の連絡先 000-0000-0000
区分	保護者会員 · 教職員会員 · 園児児童生徒 · 会員の同居の親族 · ボランティア		

●事故について

行事名	PTA主催球技大会 バレーボール大会		
日時	令和 ○年 7月 1日 午前 · 午後 11時 00分頃		
場所	長崎小学校体育館		
状況	バレーボールの試合中、相手のスパイクをレシーブしようとしたら、眼鏡に当たり割れてしまった。		
損害品	眼鏡		
修理または新規購入金額	眼鏡一式 19,530円		

PTA証明	上記のこととは事実と相違ないことを証明し請求します。 令和 ○年 7月 15日		
	PTA会長名	諫 早 太 郎	公印

- 注 1 痕印の欄は記入しないでください。
 2 損害発生後30日以内に、PTA行事であることを証明する文書（会長名入りの案内文等）と写真、見積書・請求書、領収書を添付してください。
 3 県PT連安全互助会事務局へ送付してください。
 4 被害者の住所・電話番号等の個人情報を記入することに同意を得てください。

- × モ -

約

款

(抜粋)

※ P T A 安全互助会の給付金に関係のある部分を抜粋して記載しています。

傷害保険普通保険約款

第1章 基本条項

<用語の定義>

- (1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。

用語	定義
い い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き き 医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
き き 危険	傷害の発生の可能性をいいます。
き き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
こ こ 公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
こ こ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。（注） (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
し し 歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
し し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
し し 手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 创傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 技術手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものであります。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
し し 乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
た た 親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
た た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち ち 中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険契約に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
ち ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
つ つ 通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
に に 通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
に に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ ひ 入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
ひ ひ 被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
ほ ほ 保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
ほ ほ 保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

- (2) この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

け け 健康保険法（大正11年法律第70号）
こ こ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
こ こ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
こ こ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
さ さ 災害救助法（昭和22年法律第118号）
せ せ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
そ そ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち ち 眼器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）
と と 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
へ へ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
へ へ 弁護士法（昭和24年法律第205号）

第15条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2章補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金については、被保険者が被った第2章補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④ 手術保険金については、被保険者が第2章補償条項第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2章補償条項第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表1に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
(注1) <用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
(注2) <用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出すための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による

手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第18条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第15条（事故の通知）の規定による通知または第16条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第19条（時効）

保険金請求権は、第16条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第25条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条（準拠法）

この普通保険約款等に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 换算条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外來の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 繼続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第1章基本条項第21条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第1章基本条項第21条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \frac{\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{100}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{適用する割合} = \frac{\text{別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金額} = \frac{\text{入院保険金額}}{\text{日}} \times \frac{\text{入院した日数}}{\text{注}}$$

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限りります（注1）。

- ① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{手術保険金額} = \frac{\text{入院保険金額}}{\text{日}} \times 10$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\text{手術保険金額} = \frac{\text{入院保険金額}}{\text{日}} \times 5$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金額} = \frac{\text{通院保険金額}}{\text{日}} \times \frac{\text{通院した日数}}{\text{注}}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帶損傷等の傷害を被つた別表4に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみ

なします。

（注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病的影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

別表1 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検査書	○					
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書	○	○	○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		○	○	○	○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑證明書	○					
9. 被保険者の印鑑證明書	○	○	○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○					
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○					
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑證明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○
13. その他当会社が第1章基本条項第17条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

別表2 第2章補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登攀（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラブレーン等をいいます。）を除きます。

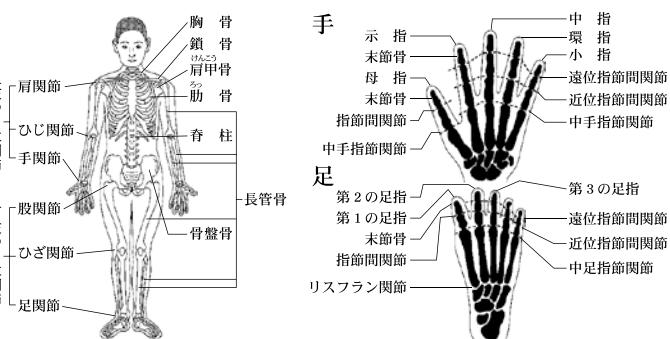
別表3 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひし関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひし関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を耳に接しないければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解すことができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解すことができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 兩側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力を1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力を耳に接しないければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力を1m以上の距離では普通の話声を解すことが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されたもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されたもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難はある程度になったもの (6) 1耳の聴力を耳に接しないければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
等級	後遺障害	保険金支払割合
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまづけはげを残すもの (5) 5歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまづけはげを残すもの (2) 3歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大ささの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大ささの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表4 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

- 長管骨または脊柱
- 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等(注)を装着した場合に限ります。
- 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等(注)を装着した場合に限ります。
(注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定带、胸部固定带、胸骨固定带、肋骨固定带、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

注1. 1から3までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところによります。

熱中症危険補償特約

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、保険期間中に被保険者が急激かつ外因による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。

(2) この特約が付帯された保険契約において、普通保険約款における傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

細菌性食中毒補償特約

第1条（普通保険約款および他の特約との関係）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章補償条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（注）を含みます。
(注) 繼続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

P T A 団体傷害保険特約

＜用語の定義＞

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 学校・保育所	次の①～③のいずれかをいいます。 ① 学校教育法に規定する大学を除く学校 ② 児童福祉法に規定する保育所（注） ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 (注) 家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。
た 単位 P T A	学校・保育所単位のP T Aをいいます。
ひ P T A	父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
P T A会員	保険証券記載のP T A会員をいいます。
P T A管理下	P T A会員の所属する単位 P T Aまたはその単位 P T Aが所属している組織もしくは構成員となっている組織の指揮、監督および指導下をいいます。
P T A行事	日本国内においてP T Aが企画・立案し主催するまたは共催する行事でP T A総会、運営委員会など、P T A会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 (注) 名称の如何を問いません。

(2) この特約に適用される法令は、それぞれ次のとおりとする。

法令（公布年／法令番号）	
か 学校教育法（昭和22年法律第26号）	
し 児童福祉法（昭和22年法律第164号）	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）	
と 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）	

第1条（被保険者）

この特約における被保険者は、次に掲げる者をいいます。

- ① P T A会員および児童・生徒
- ② P T A会員の同居の親族
- ③ P T A行事への参加が事前にP T Aより認められている者

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、前条に規定する被保険者がP T A管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりるべき傷害に対しては保険金を支払いません。
- (2) P T A管理下におけるP T A行事には、被保険者がP T A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

第3条（保険金額・入院保険金日額および通院保険金日額）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の請求）(2)、(3)および(5)に規定する書類のほか行事の主催者が発行するP T A行事参加中の事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険料の払込みに関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険契約の解除・保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

賠償責任保険（個人用）普通保険約款

第1章 基本条項

＜用語の定義＞

(1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特別約款および特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

ただし、この保険契約に適用される普通保険約款等に別の規定がある場合を除きます。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 危険	損害の発生の可能性をいいます。
き 危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもののまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
さ 財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。
さ 財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
し 親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
し 身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
せ 生計を共にする	収入の全部または一部を共にすることにより、日常生活を営むことをいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と 同居	一戸建住宅において同一の建物（注）、集合住宅において同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 (注) 建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
ひ 被保険者	この保険契約に適用される普通保険約款等における補償の対象となる者をいいます。
ほ 暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	補償条項の保険金、この保険契約に適用される特別約款および特約の保険金をいいます。
保険金額	当会社が支払う保険金の限度額で、保険証券記載の保険金額をいいます。
み 未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
め 免責金額	保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

(2) この保険契約に適用される普通保険約款等における次の法令の公布年および法令番号は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）
さ 災害救助法（昭和22年／法律第118号）
△ 弁護士法（昭和24年／法律第205号）

第14条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努め、その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア 事故の発生日時、被害者の住所および氏名または名称 イ 住所および氏名または名称 ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③	他人に損害賠償の請求（注1）をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑤	損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑦	①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。 (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。 (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第15条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②または同条⑤から同条⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは同条⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第17条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 損害賠償責任に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② この保険契約で支払対象となる費用に対する保険金については、被保険者がその費用を支出した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 保険金の請求書
② 公の機関（注1）が発行する事故証明書
③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す訴訟書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承認があつたことを示す書類
⑦ 財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および損壊した物の写真（注3）
⑧ その他当会社が次条①に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注3）画像データを含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいざれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険

金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条②および同条③の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日 数
① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・検査結果の照会（注3）	180日
② (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から①⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)から①⑤までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条②および同条③の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)から(3)までの規定による保険金の支払は、当会社が予め承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第19条（時効）

保険金請求権は、第17条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得了した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権（注）の全額

- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当会社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (3) 保険契約者または被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款等に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この普通保険約款およびこれに付帯される特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- (2) 当会社は、1回の事故について、損害の額が免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、第5条（費用）(2)および同条(3)の費用を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険

金を支払いません。

事由	
①	保険契約者（注）または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(注) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。	

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

損害賠償責任	
①	被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によつて加重された損害賠償責任
②	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
③	被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人（注1）が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
⑤	排水または排気（注2）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突然に発生した事故による場合を除きます。

(注1) 被保険者が家庭使用人として使用する者を除きます。

(注2) 煙を含みます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{支払保険金の額} = \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{次条(1)①から同条(1)③までの費用}} + \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}}{- \quad \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$$

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次条(2)および同条(3)の費用の合計額を支払います。

第5条（費用）

(1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

①	基本条項第14条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項第14条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

(2) 当会社は、損害賠償請求に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用の全額を支払います。ただし、この条に規定する費用を除く損害の額が保険金額を超えるときは、当会社は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\frac{\text{支出した費用の額}}{\text{保険金額}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害の額(注)}}$$

(注) この条に規定する費用の額を除きます。

(3) 当会社は、次条(2)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用の全額を支払います。

第6条（保険事故処理の特則）

(1) 当会社は、必要と認めた場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者に代わって当会社の費用により、被害者による損害賠償請求の解決にあたることができます。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合は、(1)の規定は適用しません。

第7条（先取特権）

(1) 保険事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第5条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除い

て差し押さえることはできません。ただし、(2)(1)または(2)(4)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第5条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第8条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条(2)または同条(2)(3)の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第5条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立つて損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

3. PTA賠償責任保険

(1) PTA特別約款

＜用語の定義＞

(1) この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か	学校・保育所 次の①から③までのいずれかをいいます。 ① 学校教育法に規定する大学を除く学校 ② 児童福祉法に規定する保育所（注） ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 (注) 家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。
し	障害 傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
そ	損壊 滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
ふ	普通約款 この特別約款が付帯された賠償責任保険（個人用）普通保険約款をいいます。
ほ	保管物 保険証券に記載されたPTAが第三者から借用し、使用または管理するスポーツ用具等の財物をいいます。
P	PTA 父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親・教師が協力して学校・保育所および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習、その他必要な活動を行つ団体をいいます。
	PTA活動 日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催するまたは共催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会等PTA会則（注）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。 (注) いかなる名称であるかを問いません。
	PTA管理下 PTAの指導・監督および指導下において、PTA活動を行つている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所を自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。
	PTA役員 会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずるものをいいます。

(2) この契約における次の法令の公布年および法令番号は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）
か 学校教育法（昭和22年法律第26号）
し 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

第1章 基本条項

第1条（保険責任のおよび地域）

当会社は、日本国内において発生した事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第2条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

第2章 管理者賠償責任補償条項

第1条（被保険者の範囲）

(1) この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 保険証券に記載されたPTA（注1）

② ①のPTA役員（注2）

(注1) 以下この特別約款において「PTA」といいます。

(注2) 次条①の事由に限り被保険者となります。

(2) 普通約款およびこの補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、普通約款補償条項第4条（支払保険金の計算）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額については、(1)①のPTAおよび(1)②のPTA役員全員に対して支払う保険金の合計額に対して、(1)①のPTA単位に適用します。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき普通約款補償条項第1条（保険金を支払う場合）

(1)の損害は、PTA管理下における次の事由に起因する損害に限ります。

① PTA活動において生じた偶然な事故（注1）により、他人の身体に障害を与えたこと、または他人の財物（注2）を損壊させたこと。

② 保管物の損壊、紛失または盗取

(注1) 保険証券記載の施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故を

含みます。

(注2) ②の財物を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）および同条第3条（保険金を支払わない場合—その2）に規定（注1）する損害のほか、次のいずれかに該当する事由による損害に対しても保険金を支払いません。
- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取り壊しその他の工事に起因する損害賠償責任
 - ② 自動車、車両（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任
 - ④ 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任
 - ⑤ P T A活動の終了後にP T A活動以外の活動に起因する損害賠償責任
- （注1）保管物について、同条②の規定を除きます。
- （注2）原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (2) (1)①から(1)③までの規定は、前条①のみに適用し、(1)④の規定は前条②のみに適用するものとします。

（3）提供飲食物危険補償特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 飲食物	P T A活動において提供された、被保険者の占有を離れた飲食物をいいます。
か 収回措置	飲食物に起因して対象事故が発生した場合はおそれがある場合において、対象事故の拡大または同種の原因による他の身体の障害もしくは財物の損壊の発生を防止するために行なう飲食物の回収、検査、交換、廃棄または他の適切な措置をいいます。
た 対象事故	特別約款管理者賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合）①の他人の身体の障害または他人の財物の損壊をいいます。
と 特別約款	P T A特別約款をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、特別約款管理者賠償責任補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)③の規定にかかるらず、この特約により、飲食物に起因する対象事故による損害に対して、普通約款および特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（この特約に適用される保険金額）

この特約に基づき当会社が支払うべき保険金については、普通約款補償条項第4条（支払保険金の計算）の保険金額および特別約款管理者賠償責任補償条項第1条（被保険者の範囲）(2)の規定を適用し、保険証券記載の1事故保険金額を、保険期間を通じての保険金額として適用します。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、普通約款補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）、同条第3条（保険金を支払わない場合—その2）ならびに特別約款管理者賠償責任補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)①、②および⑤の規定する損害のほか、次のいずれかに該当する事由による損害に対しても保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任
- ② 提供した飲食物の瑕疵に起因するその飲食物自体に発生した財物の損壊に對して負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者が廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任
- ④ 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害について、回収措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（4）法律相談・クレーム対応費用補償特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
く クレーム行為	P T AまたはP T A役員（注1）に対する各種妨害行為（暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布）およびこれらに類する行為をいいます。 （注1）退任したP T A役員を含みます。
け 継続契約	法律相談・クレーム対応費用補償特約付P T A賠償責任保険契約（注1）の保険期間の満了日（注2）を保険期間の開始日とする法律相談・クレーム対応費用補償特約付P T A賠償責任保険契約をいいます。 （注1）当会社がこの保険契約と同種と認めた他の保険契約を含みます。 （注2）その法律相談・クレーム対応費用補償特約付P T A賠償責任保険契約が満了前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。

用語	定義
し 初年度契約	継続契約以外の法律相談・クレーム対応費用補償特約付P T A賠償責任保険契約をいいます。
た 対象事故	次のいずれかをいいます。 ① 特別約款管理者賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合）①または②の事実が日本国内で発生したこと。 ② P T AまたはP T A役員（注1）が、P T A活動中にクレーム行為を受けたこと。または、P T A活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。（注2）なお、対象事故が発生した時、場所、被害者数、クレーム行為を行った者の数、クレーム行為を受けたP T A役員の数等にかかるらず、同一の事由に対して発生した対象事故については、これ1回の対象事故とみなし、最初の対象事故の発生時にすべて発生したものとみなします。 （注1）退任したP T A役員を含みます。 （注2）クレーム行為において申し立てられていることが実際に発生していない場合も対象事故としますが、第6条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる事由を申し立てられている場合は、その事由が実際に発生したか否かを問わず、対象事故とはしません。
と 特別約款	P T A特別約款をいいます。
へ 弁護士費用	被保険者が弁護士に対して支払う相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用（注1）および対象事故の対応に要した実費（注2）で、必要かつ有益な費用をいいます。ただし、顧問料は含みません。 （注1）調停、審判および抗告に要する費用を含みます。 （注2）収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信料、宿泊費、調査費用（注3）その他弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいいます。 （注3）翻訳料、調査料等の費用をいいます。
ほ 法律相談	弁護士法第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般的法律事務」のうち、弁護士が依頼者に対して行なう法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含みます。）をいいます。
保険金	法律相談・クレーム対応費用保険金をいいます。
P P T A賠償責任保険契約	普通約款および特別約款に基づく保険契約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、保険証券に記載されたP T A（注）をいいます。
（注）以下この特約において「P T A」といいます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、対象事故が発生したことによって、被保険者が法律相談を行った場合または弁護士委任契約を締結した場合は、それによって当会社の同意を得て支出した弁護士費用に対して、法律相談・クレーム対応費用保険金を支払います。ただし、対象事故の発生からその日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、保険期間中に対象事故が発生した場合（注）に限り、保険金を支払います。
（注）＜用語の定義＞に定める対象事故①に起因して同対象事故②が発生した場合は、対象事故①が発生した時とします。
- (2) (1)の規定にかかるらず、この法律相談・クレーム対応費用補償特約付P T A賠償責任保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に、被保険者が＜用語の定義＞に定める対象事故②のクレーム行為を受けるおそれのあることを知っていた場合または知ったと合理的に推定される場合は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかるらず、この法律相談・クレーム対応費用補償特約付P T A賠償責任保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に、被保険者が＜用語の定義＞に定める対象事故②のクレーム行為を受けるおそれのあることを知っていた場合または知ったと合理的に推定される場合は、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた対象事故についての弁護士費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人（注1）の故意または重大な過失
② 自動車、車両（注2）の所有、使用または管理
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤ 台風、洪水または高潮
⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
⑧ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）原動力が専ら人力であるものを除きます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する対象事故に対しては、保険金を支払いません。

- ① 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染によって生じた被害。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事由による場合を除きます。
② P T AまたはP T A役員に対する刑の執行によって生じた被害
③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた被害
④ P T AまたはP T A役員が次の行為（不作為を含みます。）を行ったことによって生じた身体の障害
ア 診療、診察、検査、診断、治療、施術、看護または疾病的予防
イ 医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
ウ 身体の整形
エ あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等

⑤	石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する被害
⑥	外因性内分泌擾乱化学物質の有害な特性に起因して生じた被害
⑦	電磁波障害に起因する身体の障害
⑧	騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する被害

第7条（保険金を支払わない場合一その3）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた弁護士費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① クレーム行為を行った者に対する被保険者の損害賠償請求
- ② クレーム行為を行った者に対する被保険者の債権の回収

第8条（保険金の支払額）

この特約により当会社が保険金として支払うべき金額は、第3条（保険金を支払う場合）の弁護士費用の額とします。ただし、＜別紙＞法律相談・クレーム対応費用保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、被保険者ごとに、1回の対象事故につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。

第9条（普通約款の補償対象となる費用の除外）

＜用語の定義＞に定める対象事故①については、普通約款補償条項第5条（費用）の規定によりこの保険契約で支払われるべき弁護士費用に対しては、保険金を支払いません。

第10条（支払保険金の返還）

被保険者は、弁護士への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合は、既に受領した保険金（注）を当会社に返還しなければなりません。

（注）着手金に相当する金額を限度とします。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

＜別紙＞法律相談・クレーム対応費用保険金支払限度額

1. 用語の定義

この別紙における次の用語の意味は、この特約＜用語の定義＞に定める用語のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し	時間制報酬 委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（注）を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。（注）移動に要する時間を含みます。
ち	事件等 事件または法律事務をいいます。
ち	着手金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
て	手数料 原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
ほ	報奨金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

2. 法律相談・クレーム対応費用保険金支払限度額

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ(1)から(5)までの規定によります。ただし、被保険者が日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当会社が別に定めるところによります。

(1) 手着金

① 弁護士に委任した事件の対象の経済的利益（注1）に応じて次表に掲げる金額（注2）とします。

経済的利益（注1）	金額
ア. 125万円以下の場合	10万円
イ. 125万円を超える場合	経済的利益の額（注1）× 8%
ウ. 300万円を超える場合	経済的利益の額（注1）× 5% + 9万円
エ. 3,000万円を超える場合	経済的利益の額（注1）× 3% + 69万円
オ. 3億円を超える場合	経済的利益の額（注1）× 2% + 369万円

② 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当会社が認めたときは、①の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、50%（注3）を超えて増額することはできません。

ア. 弁護士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合

イ. 弁護士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合

ウ. 弁護士が、第1審から引き続いで控訴審を受任する場合

エ. 弁護士が、控訴審から引き続いで上告審を受任する場合

③ ①および②の規定にかかわらず、経済的利益の額（注1）の算定が不能の場合は、同一の事件に関し30万円を上額とします。

④ 同一の事件に関し、弁護士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、①または③に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。

（注1）弁護士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される、被保険者が損害賠償請求を受けたまたはクレーム行為において請求を受けた金額をいいます。ただし、金額の算定が困難な場合は、過去の判例等に基づき

合理的に推定される金額のうち最も少ない金額を仮に定めて、その額を基準として計算された着手金を当初の着手金とし、(2)に定める報酬金を支払う段階で不足額を調整することができます。

（注2）事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

（注3）通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雜さ等の事情により、当会社が認めた場合は、50%を超える割合とすることができます。

(2) 報酬金

① 弁護士への委任によって確保された経済的利益に応じて次表に掲げる金額（注）とします。

経済的利益	金額
ア. 300万円以下の場合	経済的利益の額×16%
イ. 300万円を超える場合	経済的利益の額×10%+18万円
ウ. 3,000万円を超える場合	経済的利益の額×6%+138万円
エ. 3億円を超える場合	経済的利益の額×4%+738万円

② ①の規定にかかわらず、経済的利益の額の算定が不能の場合は、同一の事件に関し30万円を上額とします。

③ ①および②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、またはこれらに類似の場合で委任事務処理に特段の労力もしくは時間を使なかつた場合は、同一の事件に関し10万円を上額とします。

ア. 相手方と面談または電話によって交渉することなく、相手方に対して書面を1通送付したのみで事件が終了した場合

イ. 相手方との間で、最初に行った電話による交渉のみによって事件が終了した場合で、かつ、当該交渉時間が30分を超えることのなかった場合

④ 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

（注）委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

(3) 時間制報酬

弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間（注1）1時間あたり2万円。ただし、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分（注2）を上限とします。

（注1）事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書（原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。）により確認されたものとします。

（注2）委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(4) 手数料

社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

(5) 日当

受任弁護士が委任事務処理に当たり遠方に移動する必要がある場合の日当は、日本弁護士連合会の「弁護士保険（権利保護保険）制度における日当支払基準」に定める額を上限とします。

(6) その他の費用

実費（注）等の(1)から(5)以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

（注）収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が生じた額をいいます。

特 約（共通）

（4）保険料支払に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に、当会社に払い込むものとします。

第3条（保険料領取前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領取前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険契約の解除－保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2条（保険料の払込み）に規定する保険料の払込みを怠った場合（注）は、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(9) 共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ひ 引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社が行う事項）

- 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。
- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - ② 保険料の収納および受領または返還
 - ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
 - ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
 - ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
 - ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
 - ⑦ 保険契約に係る変更承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
 - ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
 - ⑨ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
 - ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
 - ⑪ その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。



※災害報告書は下記の取扱代理店へ直接郵送をお願いいたします。
なお、災害報告書の様式は、県PTA連合会ホームページから
もダウンロードすることができます。

取扱代理店

株式会社 エーアイ

〒850-0033 長崎市万才町6番34号

TEL 095-820-5882 FAX 095-820-7273
(緊急の場合は土・日でも可)

長崎県PTA連合会PTA安全互助会事務局
〒852-8014 長崎市竹の久保町12番9号
TEL 095-861-9022
FAX 095-861-8945
URL <https://nagasaki-ptajp/>
E-mail pta-naga@ngs2.cncm.ne.jp

